

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

令和7年11月発行 第88号

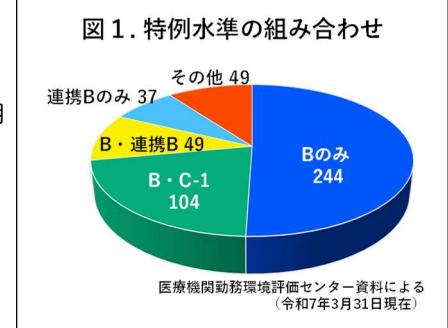
労働条件通知書のおさらいについて

令和7年度末までに全国で特例水準の評価を受けた医療機関は483施設で、特例水準の組み合せは、「B水準のみ」が244件と最も多くなっています（図1）。高知県内の病院では、「B・連携B水準」と「B水準のみ」が5施設となっており、いずれも令和9年3月末で指定有効期間が満了するため、本年8月に指定更新評価受審の予約を行い、令和8年4月以降に順次受審予定です。

受審に向けた作業の中で、意外に施設ごとに名称や規程が異なっているのが非常勤の派遣医師（アルバイト医師）の取り扱いです。

医療機関は医師に対して労働条件通知書を交付すべきとされています。自施設以外から派遣される医師にも労働基準法第15条第1項で規定されている「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」という義務は同一で、医療機関における常勤医師や非常勤医師、また他院から派遣してもらっている非常勤の派遣医師についても同様なのです。今回は非常勤医師についても明示しなければならない労働条件を労働基準法施行規則第5条第1項をもとにお知らせしますので、今一度確認なさってください。

なお、勤改センターでもお問い合わせに対応することができますのでご遠慮なくお申し出ください。



労働条件通知書に記載すべき内容

●契約期間と更新の有無・基準

期間の定めの有無と、定めがある場合はいつからいつまでなのか、契約更新の有無、自動更新の有無、契約更新の基準など（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限の有無・内容を含む）。なお、有期雇用の医師の契約期間が通算で5年を超える場合は、医師の希望に応じて無期雇用に転換しなければなりません。無期転換申込機会、無期転換後の労働条件についても明示が必要です。

●就業場所

実際に就業する場所について記載（採用直後及び今後の見込みも含めた変更の範囲を含む）

●従事すべき業務の内容

従事する業務内容について記載（採用直後及び今後の見込みも含めた変更の範囲を含む）

●始業と終業の時刻、休憩時間

変形労働制や裁量労働制を設けている場合はその内容を記載。所定時間外労働の有無も記載。

詳細を就業規則に明記している場合はその旨を記載

●休日

詳細を就業規則に明記している場合はその旨を記載

●休暇

年次有給休暇の付与条件と日数、時間単位の年次有給休暇制度の有無についても明示。また、代替休暇やその他の休暇制度の有無についても記載。

●賃金

賃金の決定方法として基本給及び手当の具体的な金額と算出方法、時間外労働に対する割増賃金率の記載も必要。
また、賃金の支払い時期・支払い方法も記載。

●退職に関する事項

定年制、継続雇用制度、自己都合退職の手続き、解雇の事由及び手続等の記載が必要。詳細について就業規則に明記している場合はその旨を記載。

※その他、賞与や表彰及び制裁、休職等は定めをした場合に記載が必要です。



2024年4月から労働条件明示のルールが上記のように変更されています。ご不明な点は高知労働局労働基準部監督課（088-885-6022）、最寄りの労働基準監督署もしくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
厚生労働省ホームページ（労働条件通知書のサンプルも含む）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html



社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日 8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

